

平成16年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告

平成17年12月26日

目次

はじめに	1
報告結果（総括）	3
1. 家庭用品等に係る皮膚障害に関する報告	4
2. 家庭用品等に係る小児の誤飲事故に関する報告	14
3. 家庭用品等に係る吸入事故等に関する報告	25
おわりに	34

<図表>

表 1 年度別・家庭用品カテゴリー別皮膚障害報告件数	35
表 2 年度別・家庭用品による皮膚障害のべ報告件数(上位 10 品目)	36
表 3 金属製品のパッチテスト結果	37
表 4 年度別・家庭用品等の小児の誤飲事故のべ報告件数(上位 10 品目)	38
表 5 年度別・家庭用品等の吸入事故のべ報告件数(上位 10 品目)	39
図 1 家庭用品による皮膚障害報告件数比率の年度別推移	40
図 2 小児の家庭用品等誤飲事故報告件数比率の年度別推移	40
図 3 時刻別誤飲事故発生報告件数	41
図 4 年齢別誤飲事故報告件数	41

平成16年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告

平成17年12月26日
厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室

はじめに

技術の進歩や生活慣習の変化に伴い、毎年新たな家庭用品が登場するだけでなく、同じ家庭用品でも使用される場所がより身近になったり、使用頻度が高くなったりするものが増えてきている。これらの製品の安全性については事前に十分考慮されるべきものではあるが、誤使用による事故や、当初は想定し得なかった危険性に起因する健康被害が生じてくる可能性は常に存在する。健康被害防止の観点から、現状の変化をモニターし迅速な対応を行うためのシステムを構築することは意義深いことであろう。そのための制度の一つとして、家庭用品に係る健康被害病院モニター報告制度が昭和54年5月から実施されており、今年度で26年目を迎えた。本制度により、日常生活において使用している衣料品、装飾品や時計等の身の回り品、家庭用化学製品等の家庭用品による皮膚障害ならびに小児による家庭用品等の誤飲事故の健康被害について、医師の診療を通じて最新の情報が収集されている。報告された健康被害の実態は専門家により検討され、その結果が本報告書として取りまとめられている。本報告書は関係事業者、行政機関に配布するとともに広く一般へも公開し、健康被害の情報収集と、消費者・事業者への注意や対策の喚起を行ってきているところである。なお、平成16年度までの26年間に25,277件の健康被害事例が報告され、その結果は、家庭用品の安全対策に反映されてきている。

本制度の実施にあたっては、モニター病院として皮膚科領域8病院（関西医科大学附属病院、慶應義塾大学病院、信州大学医学部附属病院、第一クリニック、東京慈恵会医科大学附属病院、東京都済生会中央病院、東邦大学医療センター大森病院及び日本赤十字社医療センター）、小児科領域7病院（伊丹市立伊丹病院、大分こども病院、川崎市立川崎病院、埼玉社会保険病院、東京医科大学病院、東邦大学医療センター大森病院及び名古屋第一赤十字病院）の協力を得ており、他に吸入事故等については、(財)日本中毒情報センターで収集した情報を提供していただいている。

今般、平成16年度の報告を家庭用品専門家会議（危害情報部門）（座長：新村 真人 東京慈恵会医科大学皮膚科名誉教授）において検討し、その結果を以下のとおり取りまとめた。

協力施設一覧

【皮膚科】

施 設	担 当 者
関西医科大学附属病院	堀尾武
慶應義塾大学病院	天谷雅行、石橋正史、海老原全
信州大学医学部附属病院	斎田俊明、久保仁美
第一クリニック 皮膚科・アレルギー科	早川律子、杉浦真理子
東京慈恵会医科大学附属病院	上出良一、幸田紀子
東京都済生会中央病院	陳科栄、長坂武
東邦大学医療センター大森病院	伊藤正俊、関東裕美
日本赤十字社医療センター	今門純久

【小児科】

施 設	担 当 者
伊丹市立伊丹病院	三木和典
大分こども病院	藤本 保、木下 博子
川崎市立川崎病院	長 秀男
埼玉社会保険病院	鈴木敏雄
東京医科大学病院	星加明德、高見 剛
東邦大学医療センター大森病院	諸岡啓一、小原 明、内野 由美子
名古屋第一赤十字病院	羽田野 爲夫

【吸入事故等】

施 設	担 当 者
(財) 日本中毒情報センター	吉岡 敏治、波多野 弥生

報告結果(総括)

報告件数の変動について

平成16年度の報告件数は1,501件であった。

そのうち家庭用品等に係る皮膚障害に関する報告は151件であり、報告件数は前年度(194件)より減少した。皮膚科領域においては、複数の家庭用品が原因としてあげられている報告については、家庭用品の種類別の集計では各々別個に計上しているため、のべ報告件数は171件となった。ここ5年間ののべ報告件数の推移を見ると、最低が平成16年度の171件、最高が平成12年度の254件であった。1施設あたりの平均的な報告数については、大きな変動はなかった(19件)。

小児の家庭用品等の誤飲事故に関する報告は626件であり、報告件数は前年度(859件)より3割弱減少した。なお、前年度は8施設における報告であったが、今年度は7施設における報告であり、1施設あたりの平均的な報告数については、大きな変動はなかった(89件)。

また、(財)日本中毒情報センターに寄せられた家庭用品等に係る吸入等による健康被害の報告件数は724件であり、報告件数は前年度(742件)とほぼ同等であった。件数については、幅広く被害情報を収集するという観点から平成10年度に眼への被害を集計に加えるなどその調査対象を広げており、平成10年度以降の報告件数はそれ以前と比較して多くなっている。

なお、これらの健康被害は、患者主訴、症状、その経過及び発現部位等により家庭用品等によるものであると推定されたものであるが、因果関係が明白でないものも含まれている。

1. 家庭用品等に係る皮膚障害に関する報告

(1) 原因家庭用品等カテゴリー、種別の動向

原因と推定された家庭用品をカテゴリー別に見ると、装飾品等の「身の回り品」が64件で最も多く、次いで洗剤等の「家庭用化学製品」が50件であった(表1)。

家庭用品の種類別では「洗剤」が36件(21.1%)で最も多く報告された。次いで「装飾品」が35件(20.5%)、「ゴム・ビニール手袋」が17件(9.9%)、「下着」が11件(5.8%)、「洗淨剤」が9件(5.3%)、「ベルト」が8件(4.7%)、「時計バンド」が7件(4.1%)、「時計」及び「スポーツ用品」が各5件(2.9%)、「ブラウス」及び「靴下」が各4件(2.3%)の順であった(表2)。

注) 「洗 剤」：野菜、食器等を洗う台所用及び洗濯用洗剤
「洗淨剤」：トイレ、風呂等の住居用洗淨剤

報告件数上位10品目について平成15年度と比較すると、上位2品目について「洗剤」と「装飾品」の順位に変動があった。報告件数については、「洗剤」の報告件数は2件減少したものの、全体に対しての割合は約4ポイント増加した。「装飾品」の報告件数は13件減少し、全体に対する割合も約1ポイント減少した。「ゴム・ビニール手袋」については、報告件数は17件で昨年より1件減少したが、全体に対する割合は約2ポイント増加した。また、下着の報告件数が6件増加し、全体に対する割合も4ポイント増加した。更にブラウス、靴下の報告件数が増加し、新たに上位10位に入った等、繊維製品の報告件数の増加が目立った(表2)。その他の上位品目については、報告数、割合に変動があったものの概ね過去の上位10品目と同様の品目で占められていた。

上位10品目の全報告件数に占める割合を長期的な傾向から見ると、変動はあるものの「洗剤」と「装飾品」の割合が常に上位を占めており(図1)、平成16年度も同様であった。

(2) 各報告項目の動向

患者の性別では女性が110件(72.8%)と大半を占めた。そのうち30代が30件と全体の19.9%を占め、例年の20歳代に代わり、最も高い割合となっている。この30件中15件はアレルギー性の接触皮膚炎で、このうち7件が金属アレルギーによるものであった。

障害の種類としては、「アレルギー性接触皮膚炎」が62件(41.1%)と最も多く、次いで「K T P P*型の手の湿疹」が33件(21.9%)、「刺激性皮膚炎」24件(15.9%)、「湿潤型の手の湿疹」が16件(10.6%)、であった。

注) K T P P (keratoderma tylodes palmaris progressiva : 進行性指掌角皮症)

手の湿疹の1種で、水仕事、洗剤等の外的刺激により起こる。まず、利き手から始まることが多く、皮膚は乾燥し、落屑、小亀裂を生じ、手掌に及ぶ。程度が進むにつれて角質の肥厚を伴う。

症状の転帰については、「全治」と「軽快」を合計すると89件(58.9%)であった。

なお、本年も「不明」が59件（39.1%）あった。このような転帰不明の報告例は、症状が軽快した場合に受診者が自身の判断で途中から通院を打ち切っているものと考えられる。

（3）原因製品別の結果と考察

1）洗剤

平成16年度における洗剤に関する報告件数は36件（21.1%）であった。報告件数は前年度38件（17.2%）より減少したものの、全報告件数に対する割合は約4ポイント増加し、全体に対する割合は1位に上がった（表2）。

内訳を見ると、台所用洗剤が原因となった例が20件（55.6%）と過半数を占めた。なお、複数の製品によるものが4件、用途が特定できないものは12件であった。

洗剤が原因となった健康障害の種類は、KTPP型の手湿疹が22件（61.1%）、湿潤型の手湿疹が11件（30.6%）、刺激性皮膚炎とアレルギー性接触皮膚炎がそれぞれ2件（5.6%）であった。

皮膚を高頻度で水や洗剤にさらすことにより、皮膚の保護機能が低下し、KTPP型の手湿疹や刺激性皮膚炎が起こりやすくなっていたり、また高濃度で使用した場合に障害が起こったりというように、症状の発現には、化学物質である洗剤成分と様々な要因（皮膚の状態、洗剤の使用法・濃度・頻度、使用時の気温・水温等）が複合的に関与しているものと考えられる。基本的な障害防止策としては、使用上の注意・表示をよく読み、希釈倍率に注意する等、正しい使用方法を守ることが第一である。また、必要に応じて、保護手袋を着用することや、使用後にクリームを塗ることなどの工夫も有効と思われる。それでもなお、症状が発現した場合には、原因と考えられる製品の使用を中止し、早期に専門医を受診することを推奨する。

◎事例1 【原因製品：台所用洗剤】

患者	65歳 女性
症状	毎年秋～冬に両手の痒み、鱗屑、亀裂が出現する。10日前より症状が増悪、両手の腫脹を認める。手袋を使用せずに台所用洗剤を使用している
障害の種類	手の湿疹（乾燥型、いわゆるKTPP型）。
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	軽快（1週間）

<担当医のコメント>

手袋の使用、外用剤による治療で短期間のうちに著しく軽快。水仕事による一次刺激反応と考える。

◎事例2 【原因製品：洗剤】

患者	23歳 女性
症状	受診3日前、洗剤を素手で触って洗った後、両手に痒みを伴

	う小水疱が多発。
障害の種類	手の湿疹（浸潤型）
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用、抗アレルギー薬内服
転帰	軽快

<担当医のコメント>

急激な発症と皮疹の形態からアレルギー性接触皮膚炎と考えられるが、パッチテストは未実施。

◎事例3【原因製品：台所用洗剤】

患者	33歳 男性
症状	食器用洗剤を長靴の中にこぼしたが、そのまま履いていたところ、足関節～足背に痒み、落屑を伴う紅斑が出現。
障害の種類	刺激性皮膚炎
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	全治（7日）

<担当医のコメント>

経過、症状から、食器用洗剤が誤って長靴に入ったことによる刺激性皮膚炎と判断した。

2) 装飾品

平成16年度における装飾品に関する報告件数は35件（20.5%）であった。前年度48件（21.7%）と比較すると報告件数及び、全報告件数に対する割合は共に減少した（表2）。

原因製品別の内訳は、ネックレスが16件、ピアスが13件、指輪が2件、不明が4件であった。

障害の種類では、アレルギー性接触皮膚炎が22件（62.9%）と最も多かった。

金属の装飾品について、19件のパッチテスト施行例が報告され、前年度同様、ニッケルにアレルギー反応を示した例が12件と最も多かった（表3）。このパッチテストは同時に複数の金属について行われたが、ほとんどの場合、被験者は複数の金属に対して強弱の差はあるが、陽性反応を示していた。

このような金属による健康障害は、金属が装飾品より溶けだして症状が発現すると考えられる。そのため、直接皮膚に接触しないように装着することにより、被害を回避できると考えられる。しかしながら、夏場や運動時等、汗を大量にかく可能性のある時には装飾品類をはずす等の気を配ることが被害を回避する観点からは望ましい。また、ピアスは耳たぶ等に穴を開けて装着するため、表皮より深部と接触する可能性が高いため、初めて装着したり、種類を変えたりした後は、アレルギー症状の発現などに対して特に注意を払う必要がある。

症状が発現した場合には、原因製品の装着を避け、装飾品を使用する場合には別の素材のものに変更することが症状の悪化を防ぐ上で望ましい。更に、早急に専門医の診療を受ける

ことを推奨する。ある装飾品により金属に対するアレルギー反応が認められた場合には、金属製の別の装飾品、めがね、時計バンド、ベルト、ボタン等の使用時にもアレルギー症状が起こる可能性があるため、同様に注意を払う必要がある。例えば、最も症例の多いニッケルアレルギーの場合、金色に着色された金属製品はニッケルメッキが施されている場合が多いので注意が必要である。

◎事例1【原因製品：ネックレス】

患者	57歳 女性
症状	4年くらい前より、両足底に掌蹠膿疱症。以前より、イヤリング、ネックレスにかぶれていた。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	ニッケル(++)、水銀(+)、パラジウム(+)、プラチナ(+)
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	軽快

注) 掌蹠膿疱症(しょうせきのうほうしょう)(Pustulosis Paimaris et Plantaris; PPP)

1日20本以上20年間以上の長期喫煙者に多く発症するが、扁桃炎、虫歯、歯科金属アレルギー等が原因で起こる場合もある。手掌、足の裏に小水疱が多発し、更に化膿して周囲は紅斑となり、融合して局面を形成する。痒みを認めることがあるが、通常軽度で、長期にわたって軽快、悪化を繰り返す。合併症として、鎖骨に腫れ、痛みを生じる(胸肋鎖関節炎)こともある。

◎事例2【原因製品：ネックレス】

患者	62歳 女性
症状	金のネックレスをして首に湿疹、紅斑、痒み
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	金(++)、コバルト(+)、ニッケル(+)、クロム(+)
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	全治(14日)

<担当医のコメント>

パッチテストの結果(金(++))より、金が原因であることは明らかである。

3) ゴム・ビニール手袋

平成16年度における報告件数は17件(9.9%)であった。全報告件数に対する割合は、前年度(8.1%)に比べ約2ポイント増加した。素材別の内訳は、ゴム手袋が15件、複数の製品によるものが1件、不明のものが1件であった。

障害の種類としては、KTPP型の手湿疹が7件(41.2%)、アレルギー性の接触皮膚炎が6件(35.3%)、湿潤型の手湿疹が4件(23.5%)、接触じんましんが1件(5.9%)報告された。

材質に対する反応は個人差があり、特にラテックスアレルギーは、じんましんや発疹と共

に、時にアナフィラキシーショック状態等、重篤な障害を招く恐れがあるので、製造者において、天然ゴム製品中のラテックス蛋白質の含有量を低減する努力が引き続き行われることが重要であるとともに、天然ゴムラテックスに対するアレルギー反応の有無等、自己の体質にも注意が必要である。基本的には、既往歴があり、ゴム・ビニール手袋による皮膚障害が心配される場合には、以前問題が生じたものとは別の素材のものを使うようにする等の対策をとる必要がある。はじめ軽度な障害であっても、当該製品の使用を継続することにより症状が悪化してしまうことがあり得る。また、原因を取り除かなければ治療効果も失われてしまうので、何らかの障害が認められた場合には、原因と考えられる製品の使用を中止し、専門医を受診することを推奨する。

◎事例1【原因製品：ゴム手袋】

患者	23歳 男性
症状	ゴム手袋を着用したところ、24時間後に両手に痒みを伴う紅斑、腫脹が出現。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	未実施
治療・処置	ゴム手袋の着用を避ける
転帰	不明

<担当医のコメント>

急激な発症と皮疹の形態からゴム手袋による接触じんましんを疑ったが、ラテックスによるプリックテストは陰性で、ラテックスアレルギーは否定的。

4) 下着

平成16年度における下着に関する報告件数は11件（6.4%）であった。前年度は4件（1.8%）であり、報告件数は増加した（表2）。

障害の種類としては、刺激性皮膚炎が7件（63.6%）、アレルギー性接触皮膚炎が3件（27.3%）、接触じんましんが1件（9.1%）であった。

下着の種類としては、ガードル、パンツ、ブラジャー等、様々な製品が報告されているが、矯正下着等伸縮性の強いものや繊維以外のシリコン等、新しい材質の下着による報告もあり、引き続き注目する必要がある。原因物質としては、化学繊維が3件、ゴムが1件、不明が8件見られた（重複事例含む）。下着は長時間にわたって直接接触するため、何らかの障害が認められた場合には、原因と考えられる製品の使用を中止し、専門医を受診することを推奨する。

◎事例1【原因製品：下着】

患者	32歳 女性
症状	初診4日前からダイエットパンツを履いたところ、痒い皮疹が出現。
障害の種類	接触じんましん
パッチテスト	不明
治療・処置	抗アレルギー薬内服

転帰 全治（7日）

◎事例2【原因製品：下着】

患者	41歳 女性
症状	シリコン製下着を胸に付けた翌日、痒み、皮膚の発赤出現。
障害の種類	刺激性皮膚炎
パッチテスト	未実施
治療・処置	なし。使用を避ける
転帰	全治（14日）

<担当医のコメント>

密着度の高い下着は、発汗時等に刺激性の皮膚炎を起こすことがあるので注意が必要。

5) 洗浄剤

平成16年度における洗浄剤に関する報告件数は9件（5.3%）であった。前年度8件（3.6%）と比べると報告件数、全報告件数に対する割合とも増加していた（表2）。

障害の種類は、KTPP型の手の湿疹が4件（44.4%）、化学傷害、刺激性皮膚炎、湿潤型の手の湿疹がそれぞれ2件（22.2%）であった（重複事例含む）。

洗浄剤には酸やアルカリを含むものがあり、特にアルカリ性のは皮膚に付いた時の刺激は少ないが、放置すると色素沈着を起こしたり、更にひどい場合には化学傷害を起こしてしまうことがある。基本的に、使用に際しては手袋等を着用し、皮膚についてしまったらすぐに水でよく洗い流すことが重要である。また、洗剤と類似の成分を含有するものもあり、この場合洗剤と同様の注意をすることが望ましい。

◎事例1【原因製品：住宅用洗浄剤】

患者	28歳 男性
症状	手袋をした上で、住宅用洗浄剤（業務用）を使用したところ、気付かないうちに洗浄剤に接触し、2時間後から両手関節付近に滲出を伴うびらん、発赤、疼痛が出現。
障害の種類	化学傷害
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	軽快

<担当医のコメント>

業務用洗浄剤は消費者製品に比べて、濃度が高く傷害を起こしやすいので注意が必要である。

◎事例2【原因製品：風呂用洗浄剤】

患者	84歳 女性
症状	誤って1か月前に風呂用洗浄剤に接触してから、右足の痒み、

	皮疹。
障害の種類	刺激性皮膚炎
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	軽快

6) その他

その他、被害報告件数が多かったものはベルトが8件（4.7%）、時計バンドが7件（4.1%）、時計及びスポーツ用品が各5件（2.9%）、ブラウス及び靴下が各4件（2.3%）であった。

◎事例1【原因製品：ベルトのバックル】

患者	30歳 女性
症状	10年以上前より、腕時計やベルトのバックルでかぶれている。今回もベルトでかぶれて来院。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	ニッケル（+++）、クロム（+）、水銀（+?）金（+?）、パラジウム（+）、プラチナ（+?）亜鉛（+?）
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	軽快

<担当医のコメント>

ローライズのジーンズの流行などで、ベルトが直接肌に触れることが多くなると、こうした症状を発現する可能性が高くなり、注意が必要である。

◎事例2【原因製品：ベルト】

患者	36歳 男性
症状	革製ベルトが当たる下腹部に痒みが広がってきた。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	p-tBTFR（+++）、コロフォニ（++）、クロム（+?）、プラチナ（+?）
治療・処置	ステロイド薬外用、抗アレルギー薬外用
転帰	全治（20日）

<担当医のコメント>

p-tBTFR（+++）より、おそらく接着剤が原因と考えられる。

◎事例3【原因製品：時計・時計バンド】

患者	49歳 女性
症状	3か月前にも革製の時計バンドでかぶれたが、2、3日前より、同じ時計バンドを装着して、左手首に発疹出現。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎

パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	全治（30日）

◎事例4【原因製品：サンダル】

患者	27歳 男性
症状	小児期よりアトピー性皮膚炎あり。数年前より素足でプラスチックのサンダルを履いていたところ、3か月くらい前より両足背に色素沈着、2、3日前より右足背に水疱出現。
障害の種類	刺激性皮膚炎
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	軽快

<担当医のコメント>

夏場に素足でサンダル等を履くと、摩擦や化学物質による刺激性皮膚炎を生じることがあるので注意が必要である。

◎事例5【原因製品：金属チェーン】

患者	27歳 女性
症状	金属製の肩ひもが付いた洋服を着て、翌日、両肩に紅色発疹多発。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	不明

<担当医のコメント>

以前にネックレスでかぶれた既往がある。金属アレルギーのある人は、衣服にも留意する必要がある。

◎事例6【原因製品：ビューラー】

患者	37歳 女性
症状	2か月前から眼囲皮疹あり。ビューラーを使っている。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	ニッケル（++）
治療・処置	ビューラーの使用を中止
転帰	全治（14日）

◎事例7【原因製品：スプレー式エアクリナー】

患者	39歳 男性
症状	駅の階段から転倒した際、パソコン周辺機器のほこり除去用のスプレー式エアクリナーを両足首に噴射し、弛緩性水疱

	を伴う暗紅色斑を認めた。
障害の種類	化学傷害
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	不明

<担当医のコメント>

スプレー中の成分の冷却作用による凍傷が疑われる。

◎事例8【原因製品：灯油】

患者	62歳 男性
症状	シロアリが発生したため、灯油を散布した。2日後より両前腕に痒い皮疹を生じた。両前腕伸側に淡紅色の浮腫性紅斑、丘疹を認める。
障害の種類	刺激性皮膚炎
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用、抗アレルギー薬内服
転帰	不明

<担当医のコメント>

シロアリ駆除に用いた灯油による刺激性皮膚炎と考えた。灯油が皮膚に付着した際に水で洗ったのみであった。

◎事例9【原因製品：ナイロンタオル】

患者	79歳 男性
症状	1週間前より全身の痒みが生じ受診。後頸～上背部に色素沈着が見られる。下腿に乾燥性皮膚、上肢に鱗屑を伴う紅斑が認められた。ナイロンタオルを使用している。
障害の種類	色素沈着・皮脂欠乏性皮膚炎
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用、保湿薬外用
転帰	不明

<担当医のコメント>

患者は、ナイロンタオルが摩擦黒皮症や皮脂欠乏性皮膚炎の発症に関与した可能性に気付いていないことが多いため、啓発が必要である。

(4) 全体について

平成16年度の家用品等を主な原因とする皮膚障害の種類別報告全171件のうち、62件はアレルギー性接触皮膚炎であった。この中でも、装飾品、めがね、ベルトの留め金、時計や時計バンドなどで見られた金属アレルギーが約半数を占めた。

家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因家庭用品との接触によって発生する場合は

とんどである。家庭用品を使用することによって接触部位に痒み、湿疹等の症状が発現した場合には、原因と考えられる家庭用品の使用は極力避けることが望ましい。故意、若しくは気付かずに原因製品の使用を継続すると、症状の悪化を招き、後の治療が長引く可能性がある。

症状が治まった後、再度使用して同様の症状が発現するような場合には、同一の素材のもの使用は以後避けることが賢明であり、症状が改善しない場合には、専門医の診療を受けることを推奨する。本年は報告されなかったが、天然ゴム手袋のラテックス蛋白質に対するアナフィラキシーショックのように重篤なものもあるので、注意が必要である。

また、日頃から使用前には必ず注意書きをよく読み、正しい使用方法を守ることや、化学物質に対して感受性が高くなっているアレルギー患者等では、自分がどのような化学物質に反応する可能性があるのかを認識し、使用する製品の素材について注意を払うこと重要である。

2. 家庭用品等に係る小児の誤飲事故に関する報告

(1) 原因家庭用品等種別の動向

小児の誤飲事故の原因製品としては、「タバコ」が226件(36.1%)で最も多かった。次いで「医薬品・医薬部外品」が97件(15.5%)、「玩具」及び「金属製品」がそれぞれ46件(7.3%)、「プラスチック製品」が28件(4.5%)、「洗剤・洗浄剤」が24件(3.8%)、「化粧品」が22件(3.5%)、「電池」が21件(3.4%)、「硬貨」が20件(3.2%)、「食品類」が19件(3.0%)であった(表4)。

報告件数上位10品目までの原因製品については、順位に若干の変動はあるものの、例年と概ね同じ品目により占められていた。また、上位2品目については、小児科のモニター報告が始まって以来変化がなく、本年も同様であった(図2)。

(2) 各報告項目の動向

患者の性別では、男児が319件(51.0%)と、男女の差はほとんどなかった。年齢別では、6か月～11か月が最も多く232件(37.1%)、次いで12か月～17か月が145件(23.2%)であった。

障害の種類については、悪心、嘔吐、腹痛、下痢等の「消化器症状」が認められたものが73件(11.7%)と最も多かった。次いで意識障害、ふらつき等の「神経症状」が認められたものが22件(3.5%)となっていた。全体として、症状の発現が見られたものは133件(21.2%)であったが、これらには複数の症状を認めた例も含んでいた。本年度は幸い命が失われるといった重篤な事例はなかったが、「入院」、「転科」及び「転院」となったものが16件あった。それ以外はほとんどが「帰宅」となっていた。

誤飲事故発生時刻については、例年同様夕刻以降に発生件数が増加するという傾向が見られ、午後4時～10時の時間帯の合計は304件(52.2%：発生時刻不明を除く報告件数に対する%)であった(図3)。

誤飲事故発生曜日については、曜日間による差は特に見られなかった。

(3) 原因製品別の結果と考察

1) タバコ

平成16年度におけるタバコの誤飲に関する報告件数は226件(36.1%)であり、依然全報告例の約4割を占めていた。その内訳を誤飲した種別で見ると、タバコ134件、タバコの吸い殻80件、タバコの溶液12件となっていた。

タバコを誤飲した年齢について見ると、例年と同様、ハイハイやつかまり立ちを始める6か月～11か月の乳児に報告例が集中しており、138件(61.1%)にのぼった。これに12～17か月の幼児(58件)と合わせると86.7%を占めた(図4)。

乳幼児は1歳前後には独力で室内を移動できるようになり、1歳6か月以降には動きも早くなって、両手で容器を持ち飲水できるようにもなる。タバコの誤飲事故の大半は、この1歳前後の乳幼児に集中してみられ、この時期を過ぎれば急激に減少する。期間にしてわずか1年に過ぎないこの期間に注意を払うことにより、タバコの誤飲事故は大幅に減らすことができるはずである。子供の保護者は、この時期に、タバコ、灰皿を子供の手の届く床の上やテーブルの上等に放置しないこと、飲料の空き缶等を灰皿代わりに使用しないこと等、その取扱いや置き場所に細心の注意を払うことが必要である。更に、保護者など周囲の人が禁煙

する、あるいは家庭における喫煙を中止することにより、乳幼児のいる環境からタバコを遠ざけておくことが重要である。なお、特に、タバコ水溶液の場合はニコチンが吸収され易い状態にあるので、タバコ水溶液の誤飲の原因となりかねないジュースの空き缶を灰皿代わりにするなどの行為は避けるべきである。

タバコの誤飲による健康被害を症状別に見ると、症状を訴えた38件中、消化器症状の訴えがあった例が29件と最も多かった。9割以上が受診後帰宅している。幸いなことに大事には至らなかったが、入院の事例が1件報告されている。

来院前に応急処置を行った事例は101件あった。行った処置としては「かきだした・拭いた」事例が、38件と最も多かった。応急処置として、何らかの飲料を飲ませた例は16件あった。タバコの誤飲により問題となるのは、タバコに含まれるニコチン等を吸収してしまうことである。タバコを吐かせるのはニコチン等の吸収量を減らすことができるので有効な処置であるが、この際飲料を飲ませると逆にニコチンが吸収され易くなってしまう可能性がある。吐かせようとして飲料を飲ませても吐かなかった例も見られており、タバコを誤飲した場合には飲料は飲ませず直ちに受診することが望ましい。

注)「タバコ」 : 未服用のタバコ
「タバコの吸い殻」 : 服用したタバコ
「タバコの溶液」 : タバコの吸い殻が入った空き缶、空瓶等に溜まっている液

◎事例1【原因製品：タバコ】

患者 1歳0か月 女児
症状 なし
誤飲時の状況 母がトイレに行って戻ってきたらタバコを口にしていた。
来院前の処置 口中の葉を取り出した
受診までの時間 30分～1時間未満
処置及び経過 処置なく帰宅

<担当医のコメント>

基本的には誤飲後、30分以内に受診することが望ましい。

◎事例2【原因製品：タバコの吸い殻】

患者 0歳10か月 女児
症状 嘔吐
誤飲時の状況 棚の上に置いてあった灰皿を、誰も見ていない間に床に落とし、吸い殻を口に入れていた。母親は同室にいたが、メールをしていて気付かず。様子を見ていたが、食事後嘔吐したため来院。
来院前の処置 口の中を水でゆすいだ。
受診までの時間 1時間～1時間30分未満
処置及び経過 胃洗浄で食物残渣少量を確認、点滴し帰宅

◎事例3【原因製品：タバコの溶液】

患者 1歳2か月 男児
症状 なし
誤飲時の状況 ベランダで母親が洗濯物を干しており、児はそばで遊んでいた。

母親が気付いた時には、タバコの吸い殻の入った缶の中の液体がこぼれており、児の手と口の周囲にタバコが付着していた。缶に何本入っていたかは不明。症状はなかったが、近医に連絡後、救急車にて搬送された。

来院前の処置 吐かせようと口に指を入れた。

受診までの時間 30分～1時間未満

処置及び経過 胃洗浄、点滴を行い、帰宅

<担当医のコメント>

ニコチンは溶液中には大量に溶出するので危険です。飲料の缶を灰皿の代わりにすることは、絶対に止めるべきです。万が一、タバコを浸した溶液を飲んでしまった場合は、なるべく早く（30分以内に）受診してください。

2) 医薬品・医薬部外品

平成16年度における医薬品・医薬部外品に関する誤飲の報告件数は97件（15.5%）であった。前年度は99件（11.5%）であり、件数及び全体に対する割合はほぼ同じであった。症状の認められた23件中、傾眠などの神経症状が認められた例が15件と最も多く、次いで悪心、嘔吐、腹痛、下痢等の消化器症状が認められた例が4件あった。入院を必要とした事例も8件あった。入院例の多くの場合は保護者が注意をそらせている間に薬品を大量服用してしまっている例であった。

誤飲事故を起こした年齢について見ると、タバコが6か月～17か月児に多く見られているのに対し、医薬品・医薬部外品は年齢層はより広いものの、特に1～2歳児にかけて多く見られていた（67件、69.1%）。このころには、自らフタや包装を開けて薬を取り出せるようになり、また家人が口にしたものをまねて飲んだりもするため、誤飲が多くなっているものと思われた。

また、誤飲の発生した時刻は、昼や夕刻の食事前後と思われる時間帯に高い傾向があった。本人や家人が使用し、放置されていたものを飲んだり、家人が口にしたのをまねて飲むこと等が考えられ、使用後の薬の保管には注意が必要である。

原因となった医薬品・医薬部外品の内訳を見ると、中枢神経系の薬が29件で最も多いなど、一般の家庭に常備されているものだけではなく、保護者用の処方薬による事故も多く発生していた。

医薬品・医薬部外品の誤飲事故は、薬がテーブルや棚の上に放置されていた等、保管を適切に行っていなかった時や、保護者が目を離した隙等に発生している。また、シロップ等、子供が飲みやすいように味付けしてあるもの等は、子供がおいしいものとして認識し、冷蔵庫に入れておいても目に付けば自ら取り出して飲んでしまうこともある。小児の医薬品類の誤飲は、時に重篤な障害をもたらす恐れがある。家庭内での医薬品類の保管・管理には十分な注意が必要である。販売時において、購入者に対する注意喚起を行う等の対応も重要である。

◎事例1【原因製品：錠剤】

患者 3歳5か月 男児

症状 ふらつき

誤飲時の状況 午後6時30分頃、何かを飲み込んでいる様子。その後の夕食

中にふらつきが見られた。階段に抗うつ薬の錠剤の空のシート（10錠分）が落ちており、薬を男児が飲み込んだと考え来院。

来院前の処置 催吐
受診までの時間 30分～1時間未満
処置及び経過 血液検査、胃洗浄、点滴（入院3日間）

<担当医のコメント>

内服直前に水を取りに行った際に誤飲することも多く、服用したら必ず片付けるように心がけてください。万が一、誤飲した場合は飲んだ薬や薬の説明書を持って必ず病院を受診してください。

◎事例2【原因製品：軟膏】

患者 1歳1か月 男児
症状 なし
誤飲時の状況 居間の棚の上に置いてあった小児用のアトピー性皮膚炎の塗り薬のふたを自分で開けて、指にとって舐めていた。親は台所にいた。
来院前の処置 お茶を飲ませた
受診までの時間 30分未満
処置及び経過 処置なく帰宅

3) 電池

平成16年度の電池の誤飲に関する報告件数は21件（3.4%）であった。前年度21件（2.4%）と比較して件数は同じであったが、割合はわずかであるが増加しており、単独製品による事故数としては依然軽視できない数である。

誤飲事故を起こした年齢について見ると、前年度と同様、本年も特に6か月～17か月児に多く見受けられたが、依然幅広い時期に発生している。

誤飲した電池の大半は、ボタン電池であった（17件）。電卓やリモコン等ボタン電池を使用した製品が多数出回っているが、誤飲事故は幼児がこれらの製品で遊んでいるうちに電池の出し入れ口のフタが開き、中の電池が取り出されたために起こっている場合がある。製造業者は、これらの製品について幼児が容易に電池を取り外すことができないような設計を施すなどの配慮が必要であろう。また保護者は、電池の出し入れ口のフタが壊れていないか確認することが必要である。

また放電しきっていないボタン電池は、体内で消化管等に張り付き、せん孔の可能性があるため、子供の目に付かない場所や手の届かない場所に保管するなどの配慮が必要である。

◎事例1【原因製品：ボタン電池】

患者 4歳9か月 男児
症状 なし
誤飲時の状況 母が外出から帰宅した午後5時頃、男児が、ボタン電池を飲んだと言った。
来院前の処置 なし
受診までの時間 30分～1時間未満

処置及び経過 X線撮影により胃に電池を確認。透視下磁石付き胃内チューブにて摘出。

<担当医のコメント>

幼児期の子供を一人で家に残すことは、誤飲等事故の要因となることがある。

4) 食品

本年度は、酒類の誤飲事故の報告が10件と前年度（7件）より増加している。放置されたものの誤飲や保護者が誤って飲ませてしまった例などであった。全般的に言えることであるが、誤飲の危険のあるものを放置しないようにすることが重要である。また、酒類の保管として、飲みかけの酒類を机の上などに放置しないようにしたり、酒類の容器がジュース類の容器と類似している場合には、子供が誤って飲む場合もあるので注意が必要である。また、子供に飲料を与える前には内容を確認するようにしたい。

飴やこんにゃくゼリー等は、大きさや形状、硬さのために誤飲事故の原因となりやすい。しかもこのような食品は、気道に入ってしまうと摘出が困難であり、重篤な呼吸器障害につながるおそれがあり、乳幼児にそのまま食べさせること自体禁忌である。

食品を乳幼児等に与える際には、保護者はこのような点にも十分に注意を払う必要がある。

◎事例1【原因製品：酒】

患者	3歳3か月 女児
症状	悪心・嘔吐（2回）、腹痛
誤飲時の状況	宴会場でウーロン茶を頼んだが、間違えてウイスキーが届き、知らずに女児が飲んだ（100ml）。顔が紅潮し、腹痛を訴え気付いた。
来院前の処置	なし
受診までの時間	30分未満
処置及び経過	点滴し帰宅

◎事例2【原因製品：食品】

患者	0歳5か月 女児
症状	呼吸困難
誤飲時の状況	スイカの種がのどの奥へ入ってしまった。泣いて苦しがつたため、手を突っ込んで出そうとしたが、出せず、苦しそうな声を出す。その後、落ち着いて眠った。
来院前の処置	吐かせようとした。
受診までの時間	不明
処置及び経過	処置なく帰宅

<担当医のコメント>

5か月は、離乳食を始める時期です。5か月の乳児にスイカを直接食べさせるのは適切ではなく、つぶして、こしてからあげましょう。このようにすることで、種も除くことができます。

また、食品ではないが、食品の付属物や関連器具による誤飲例も次のように見られている。同様な誤飲は昨年度も報告されており、誤飲の可能性のあるものとして注意が必要である。

◎事例3 【原因製品：食品包装】

患者	1歳0か月 女児
症状	出血
誤飲時の状況	よだれに血が混じていた。ベビーフードの袋の切れ端が口の中にあり、取り出した。
来院前の処置	不明
受診までの時間	不明
処置及び経過	処置なく帰宅

<担当医のコメント>

1歳ともなると色々なものに興味を持って口に入れます。袋の端で口の中を切ったと考えられます。子供は床の上にあるものを拾いますし、発達が早ければ立ち上がって台の上のものをつかむので、絶えず注意をする必要があります。

5) その他

代表的な事例だけではなく、家庭内・外にあるもののほとんどが子供の誤飲の対象物となり得る。1歳前であっても指でものを摘めるようになれば、以下に紹介する事例のように様々な小さなものを無分別に口に入れてしまう。床など子供の手の届くところにもものを置かないよう注意が必要である。

固形物の誤飲では、ビー玉、キーホルダー等の玩具、磁石、ボタン等が報告され、中でもストラップ等携帯電話関連の製品が増加している（7件）。これら固形物の場合は、体内のどこにどんな状態で存在するか一見したところでわからないので、専門医を受診し、経過を観察するか、摘出するかなど適切な判断を受けることが望ましい。誤飲された製品が胃内まで到達すれば、いずれ排泄されると考えられることから問題はないとする向きもあるが、硬貨が胃内から長時間排泄されなかったり、小型磁石や先に別途例示されたボタン電池等の場合に腸壁に張り付きせん孔してしまったりして、後日腹痛や障害を発生させる可能性もあるので、排泄の確認はするようにしたい。

本年も衣類用の防虫剤の誤飲事例があった。防虫剤は見かけ上よく似ているが、使用されている成分は数種類あるので、医療機関等に相談する場合は誤飲した製品名等を正確に伝えた方がよい。またこれらの防虫剤を誤飲した場合は、応急処置として牛乳を飲ませてはいけない。牛乳は防虫剤の吸収を促進するためである。

液体の誤飲では、台所用洗剤、ハンドソープ、除光液等が報告された。液体の場合には、コップ等に移し替えたものや、詰め替えボトル入りのものを誤飲する事例が見受けられる。そのようなものを子供の目に付くところへ放置せず、手の届かない場所へ片付ける配慮が必要である。

【固形物】

◎事例1 【原因製品：携帯ストラップ】

患者	1歳10か月 女児
症状	なし

誤飲時の状況 夕食後、居間で兄と遊んでいた。親がおむつを換えようと、女兒を横にすると、口をもごもごさせていたので、口を開けたら、携帯ストラップのチェーンを口腔内に確認。すぐ取り出そうとしたが、飲み込んだ。

来院前の処置 なし

受診までの時間 30分未満

処置及び経過 X線撮影により胃内にチェーンを確認。その他の処置なく帰宅

<担当医のコメント>

最近、携帯電話のストラップ関連製品を誤飲した報告が増えています。子供が嚙んで引っ張ると容易に壊れ、飲み込む場合があるので注意が必要です。また、子供の遊び道具として携帯電話を手渡すことがないように注意してください。

◎事例2【原因製品：金属製品（ヘアピン）】

患者 1歳0か月 女兒

症状 なし

誤飲時の状況 午後8時頃、ヘアピン（5×1.5センチ）を飲み込んだかもしれないとのことで、救急外来受診。

来院前の処置 なし

受診までの時間 2時間～3時間未満

処置及び経過 X線撮影により胃内に確認。十二指腸を通過するか微妙だったため、内視鏡的除去を他院に依頼（転院）。2日後に排泄を確認した。

◎事例3【原因製品：体温計】

患者 2歳6か月 男児

症状 なし

誤飲時の状況 午後8時30分頃自宅居間にて水銀体温計の先（水銀の溜まっている部分）をかじって飲み込んでしまった。

来院前の処置 なし

受診までの時間 30分～1時間未満

処置及び経過 X線撮影により胃内に水銀とガラス片を確認。胃洗浄を勧めたが、親が自宅で様子を見たいという意向であり、帰宅した。

<担当医のコメント>

胃の中に入った水銀はそのほとんどが吸収されず、排泄されるが、注意が必要。

◎事例4【原因製品：ステイプル針】

患者 0歳9か月 女兒

症状 悪心・嘔吐

誤飲時の状況 ステイプル針の箱をひっくり返して遊んでいた。口の中にステイプル針のかたまりが入っており、その後せんべいを一口食べ、むせて嘔吐。

来院前の処置 不明
受診までの時間 30分～1時間未満
処置及び経過 X線撮影したが特に所見なく帰宅。

◎事例5【原因製品：豆電球】

患者 2歳8か月 女児
症状 なし
誤飲時の状況 豆電球を口の中で転がして遊んでいたところ、歯で噛んでしまった。ガラスの破片を飲み、歯に破片が付いていた。
来院前の処置 うがい
受診までの時間 2時間～3時間未満
処置及び経過 処置なく帰宅

◎事例6【原因製品：画びょう】

患者 1歳0か月 女児
症状 なし
誤飲時の状況 玄関で画びょうを口に入れて歯茎でかんでいた。飲み込んでいないか不安であったため来院。
来院前の処置 口の中のものを取り出した。
受診までの時間 2時間～3時間未満
処置及び経過 X線検査では異常なく帰宅

<担当医のコメント>

一般家庭ではマグネットの使用が多くなってきたが、まだまだ画びょうも使用している。特に葬式の時に画びょうの誤飲はしばしば経験する。通常、胃内に確認でき自然排泄するが、食道上部に刺入し摘出手術となった事例もあった。

◎事例7【原因製品：硬貨】

患者 3歳0か月 男児
症状 異常な泣き方
誤飲時の状況 急に啼泣した。その際一円玉を手に握っていて、周囲にも2枚落ちていた。
来院前の処置 不明
受診までの時間 30分～1時間未満
処置及び経過 X線撮影により食道入口部に一円玉を確認。ファイバーにて胃内に落とし、その後入院し、全身麻酔下で摘出（入院3日間）。

◎事例8【原因製品：玩具】

患者 1歳9か月 男児
症状 なし
誤飲時の状況 気付いたら魚釣りセットの竿をかじっていた。付いていたはずの磁石がなくなっていた。
来院前の処置 なし

受診までの時間 1 時間半～2 時間未満
処置及び経過 X線検査、その後帰宅。

◎事例 9 【原因製品：玩具】

患者 3 歳 7 か月 女児
症状 なし
誤飲時の状況 母が近くにはいたが、横になって目を離している時に「口に入れて遊んでいたビー玉を飲み込んだ」と子供が言った。
来院前の処置 なし
受診までの時間 30 分未満
処置及び経過 X線検査、その後帰宅。

◎事例 10 【原因製品：パチンコ玉】

患者 5 歳 6 か月 男児
症状 なし
誤飲時の状況 本人がパチンコ玉を食べたと言う。
来院前の処置 なし
受診までの時間 30 分～1 時間未満
処置及び経過 帰宅、排泄確認（2 日後）

◎事例 11 【原因製品：磁石】

患者 1 歳 9 か月 男児
症状 なし
誤飲時の状況 磁石を口に入れて遊んでいたら、突然吐き気の様子あり。飲んでしまったようであった。1 日放置したが、便中に出てこないので来院した。
来院前の処置 なし
受診までの時間 12 時間以上
処置及び経過 X線撮影により、腹部に磁石を確認。その他の処置は行わず帰宅

【液体】

◎事例 12 【原因製品：台所用洗剤】

患者 2 歳 7 か月 男児
症状 嘔吐
誤飲時の状況 テーブルに置いてあった詰め替え用台所用洗剤を、ペットボトル入り飲料と勘違いして、飲んだ。直後、嘔吐。
来院前の処置 不明
受診までの時間 30 分～1 時間未満
処置及び経過 処置なく帰宅

<担当医のコメント>

漂白剤、洗剤等を日常飲食する容器やそれに類似した容器に入れて放置することは、誤飲の原因となるため行うべきではありません。

◎事例13 【原因製品：化粧品】

患者 1歳4か月 女児
症状 なし
誤飲時の状況 浴室にあったクレンジングオイルを、自分でふたを開けて飲んだ(15ml)。
来院前の処置 水を飲ませた。
受診までの時間 30分～1時間未満
処置及び経過 吐根シロップ投与後、帰宅。

<担当医のコメント>

ジュースなど飲料と類似の容器や内容物の色・香りの良いものは誤飲しやすい。特に1歳6か月前後は何にでも興味を示し、操作したり飲んだりといった事故を起こしやすい。

◎事例14 【原因製品：芳香剤】

患者 1歳9か月 男児
症状 悪心・嘔吐
誤飲時の状況 車の芳香剤を50から100ml飲んだ。その後、嘔吐3回。
来院前の処置 不明
受診までの時間 30分～1時間未満
処置及び経過 処置なく帰宅

◎事例15 【原因製品：ポット洗浄剤】

患者 1歳0か月 女児
症状 なし
誤飲時の状況 液体タイプのポット洗浄剤を入れたお湯でミルクを作ってしまった、女児に飲ませてしまった。
来院前の処置 指を入れて催吐
受診までの時間 1時間～1時間30分未満
処置及び経過 処置なく帰宅

<担当医のコメント>

本来、ポット洗浄剤の主成分はクエン酸で酸性なので、吐かせてはいけない。

◎事例16 【原因製品：漂白剤】

患者 1歳4か月 男児
症状 異常な泣き方
誤飲時の状況 午前9時頃、兄と二人で台所で遊んでいて、弟(患者男児)の悲鳴が聞こえたため、親が見に行くと、漂白剤約250mlの容器が空になっていた。男児は頭から濡れていた。飲んだかどうかは不明。
来院前の処置 シャワーで洗った。
受診までの時間 1時間～1時間30分未満
処置及び経過 角膜洗浄、胃洗浄した後に帰宅。

【不明】

◎事例17【原因製品：不明】

患者	1歳7か月 男児
症状	異常な泣き方、元気がない
誤飲時の状況	親が掃除機をかけながらそばにいた夕方、何かを飲み込んだ模様。祖母がのどに手をつっこみ取ろうとしたが、苦しみながら飲み込んだ。
来院前の処置	なし
受診までの時間	1時間～1時間30分未満
処置及び経過	X線検査では異常は写らず、特に所見もないため帰宅。

(4) 全体について

小児による誤飲事故は減少傾向にはあるものの相変わらずタバコによるものが多い。タバコの誤飲事故は生後6か月からの1年間に発生時期が集中しており、この1年間にタバコの管理に特段の注意を払うだけでも相当の被害の軽減が図れるはずである。

一方、医薬品の誤飲事故はむしろこれよりも高い年代での誤飲が多い。それ自体が薬理作用を有し、子供が誤飲すれば健康被害が発現する可能性が高いものなのでその管理には特別の注意を払う必要がある。

食品であっても、気道を詰まらせ、重篤な事故になるものもあるので、のどに入るような大きさ・形をした物品には注意を怠らないように努めることが重要である。また、酒類にも注意が必要である。

小児による誤飲事故の発生時間帯は夕刻以降の家族の団らの時間帯に半数近くが集中しているという傾向が続いている。保護者が近くにいる場合、乳幼児はちょっとした隙に、身の回りのものを分別なく口に入れてしまうので注意が必要である。

一方、保育所や幼稚園等、多数の子供が生活している施設で起こった誤飲の報告事例は少数で、このことから、誤飲は避けられない事故ではなく、誤飲をする可能性があるものを極力子供が手にする可能性のある場所に置かないことが最も有効な対策であることがうかがい知れる。

乳幼児のいる家庭では、乳幼児の手の届く範囲には極力、乳幼児の口に入るサイズのものには置かないようにしたい。特に、歩き始めた子供は行動範囲が広がることから注意を要する。口に入るサイズはおよそ直径3cmの円に入るとされている。これは、玩具であっても同様である。

誤飲時の応急処置は、症状の軽減や重篤な症状の発現の防止に役立つので重要な行為であり、応急処置に関して正しい知識を持つことが重要である。

なお、(財)日本中毒情報センターにより、小児のタバコ誤飲事故に関する注意点や応急処置などを記した啓発パンフレットが作成され、全国の保健センター等に送付されている。

3. 家庭用品等に係る吸入事故等に関する報告

(財)日本中毒情報センターは、一般消費者若しくは一般消費者が受診した医療機関の医師からのあらゆる化学物質による急性の健康被害に関する問い合わせに応ずる機関である。毎年数万件の問い合わせがあるが、このうち、最も多いのが幼少児の化粧品やタバコの誤飲誤食で、それぞれ年間3,000件に達し、これらは全問い合わせ件数の20%近くを占める。

この報告は、これら問い合わせ事例の中から、家庭用品等による吸入事故及び眼の被害に限定して、収集・整理したものである。なお、医薬品など、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」上の家庭用品ではないものも一部含まれている。

(1) 原因製品種別の動向

全事例数は724件で、昨年度(742件)とほぼ同程度であった。原因と推定された家庭用品等を種別で見ると、前年度と同様、殺虫剤(医薬品等を含む)の報告件数が最も多く、168件(23.2%)であった。次いで洗剤(住宅用・家具用)97件(13.4%)、芳香・消臭・脱臭剤73件(10.1%)、漂白剤59件(8.1%)、園芸用殺虫・殺菌剤48件(6.6%)、消火剤43件(5.9%)、洗剤(洗濯用・台所用)32件(4.4%)、除草剤20件(2.8%)、灯油14件(1.9%)、防水スプレー14件(1.9%)の順であった(表5)。また、防水スプレーは平成14年度に12件、平成15年度11件、今年度は14件の報告があった。

製品の形態別の事例数では、「スプレー式」が280件(38.7%) (そのうちポンプ式が128件)、「液体」209件(38.7%)、「粉末状」94件(13.0%)、「固形」60件(8.3%)、「蒸散型」58件(8.0%)、その他9件、不明が14件であった。ここでいう蒸散型とは、閉鎖空間等において一回の動作で容器内の薬剤全量を強制的に蒸散させるタイプの薬剤で、くん煙剤(水による加熱蒸散タイプを含む)、全量噴射型エアゾール等が該当する。蒸散型の健康被害は年々増加し、5年前の報告が18件であったのに対し、今年度は58件の報告があった。また、蒸散型は医療機関からの問い合わせが多いのも特徴である。

(2) 各報告項目の動向

年齢から見ると、0～9歳の子供の被害報告事例が317件(43.8%)で、前年度と同様、最も多かった。次いで30歳代が多く、その他の年齢層は総件数、該当人口あたりの件数ともほぼ同じであった。年齢別事例数は製品によって偏りが見られるものがあり、漂白剤や洗剤(住宅用・家具用)は0～9歳以外に30歳代にピークが見られ、殺虫剤は0～9歳とともに、50歳代以上で報告件数が多かった。

性別では、女性が376件(51.9%)、男性が300件(41.4%)、不明が48件(6.6%)で男女比は前年度とほぼ同等であった。電話での問い合わせのため、記載漏れ等があり、被害者の性別不明例が多少存在する。

健康被害の問い合わせ者は、一般消費者からの問い合わせ事例が523件、受診した医療機関等医療関係者からの問い合わせ事例が201件であった。

症状別に見ると、症状の訴えがあったものは473件（65.3%）、なかったものは240件（33.1%）、不明のものが11件（1.5%）であり、症状の訴えがあったものの割合は前年度とほぼ同程度であった。症状の訴えがあった事例のうち、最も多かったのが、悪心、嘔吐、腹痛等の「消化器症状」を訴えたもの178件（24.6%）で、次いで、咳、喘鳴等の「呼吸器症状」を訴えたもの166件（22.9%）、眼の違和感、痛み、充血等の「眼の症状」を訴えたものが145件（20.0%）、頭痛、めまい等の「神経症状」を訴えたものが113件（15.6%）であった。前年度と比べて上位に占める症状はほとんど変動していない。

発生の時期を見ると、品目別では、殺虫剤による被害が4～10月に多い。洗浄剤(住宅用・家具用)については、昨年度と同様、季節による目立った傾向は見られなかった。曜日別にも解析を行ったところ、曜日間で有意差は認められなかった。時間別では午前8時～午後9時の間にほぼ均等に発生しており、午前0時から午前7時頃までが少なくなっていた。これらの発生頻度は前年度と比較して際だった変化はなく、生活活動時間に比例して多くなっている。

（3）原因製品別の結果と考察

1）殺虫剤・防虫剤

殺虫剤・防虫剤に関する事例は181件（有症率70.2%）で、そのうち、殺虫剤が168件（前年比0.9倍）、防虫剤13件（前年比0.7倍）といずれも減少していた。被害事例の状況として

1. 乳幼児・認知症患者など危険認識能力が十分でないものによる事例
2. 用法どおり使用したと思われるが、健康被害が発生した事例、若しくはそれが懸念された事例
3. 蒸散型の薬剤を使用中、入室してしまった事例
4. 換気を十分せずに使用した事例
5. ヒトの近辺で使用し、影響が出た事例
6. 適用量を明らかに超えて使用した事例
7. 本来の用途以外の目的で使用した事例
8. エアゾールの廃棄時に、薬剤が残存していた事例
9. 薬剤が飛散し、吸入したあるいは眼に入った事例
10. 薬剤を使用中であることを周知しなかったことによる事例

等が挙げられる。手軽に使用できるエアゾールやここ数年で増加した蒸散型は、使用方法を誤ると健康被害につながる可能性が高く、使用の際には細心の注意が必要である。特に近年はハチ・アブ等の駆除を目的とした強力噴射タイプのエアゾール等、新たな商品も販売されている。使用前に製品表示を熟読し、よく理解した上で正しく使用するべきであり、保管、廃棄の際にも注意が必要である。また、従来から広く利用されている防虫剤においても、入院を要した症例が見受けられ、使用量の遵守等を心がけることが重要である。

家庭用に販売される不快害虫防除を目的とした殺虫剤に関して、本年7月に家庭用不快害虫用殺虫剤安全確保マニュアル作成の手引きが作成された。製造・輸入を行う事業者においては、当該マニュアル作成の手引きに基づき安全性の確保や表示の方法等に対する適切な取組みが期待される。

- ◎事例1 【原因製品：殺虫剤(全量噴射型エアゾール)】
- 患者 2歳 女児、成人 女性
 状況 床に置いていた全量噴射型エアゾール式の殺虫剤を子供がいたずらし、誤作動させて顔にかかった。母親も吸入した。
 症状 女児：充血、女性：咳
 処置・転帰 女児：洗眼後、眼科にて点眼薬を処方、充血は2日で治まった。
 女性：1時間程度で症状が治まり、受診せず。
- ◎事例2 【原因製品：殺虫剤（エアゾール）】
- 患者 60歳 男性
 状況 屋根裏でハチの巣に向けて屋外専用の強力噴射タイプのエアゾールを使用して吸入した。
 症状 四肢の脱力、全身倦怠感
 処置・転帰 不明
- ◎事例3 【原因製品：殺虫剤（エアゾール）】
- 患者 55歳 女性
 状況 廃棄のため殺虫剤のエアゾール缶に穴を開けた際、残っていた薬剤が噴出し、顔にかかった。洗顔、含嗽後も症状が持続するため受診。
 症状 咽頭痛、胸部不快感、嘔気、嘔吐、めまい
 処置・転帰 制吐剤の点滴、含嗽剤投与、その後入院（2日）。
- ◎事例4 【原因製品：殺虫剤（粉末）】
- 患者 34歳 女性
 状況 粉末の殺虫剤を散布した際、舞い上がった粉を吸入し、翌日から症状が出現した。
 症状 手足の倦怠感
 処置・転帰 不明
- ◎事例5 【原因製品：防虫剤】
- 患者 66歳 女性
 状況 防虫剤を一時に部屋で大量に使用した。
 症状 下口唇のしびれ、味覚異常
 処置・転帰 入院（2日）

2) 洗剤(住宅用・家具用)、洗剤(洗濯用・台所用)

洗剤(住宅用・家具用)・洗剤(洗濯用・台所用)に関する事例は129件（有症率66.7%）で、前年度（159件）と比較し減少した。そのうち、洗剤(住宅用・家具用)に関する事例は97件（前年比0.8倍）、洗剤(洗濯用・台所用)に関する事例は32件（前年比1.0倍）であった。最も多いのは、次亜塩素酸ナトリウムなど、塩素系の製品によるもの（57件）であり、製品形態で多いのはポンプ式スプレー製品（67件）であった。

被害事例の状況として

1. 乳幼児・認知症患者など危険認識能力が十分でないものによる事例
2. マスク等の保護具を装着していなかったことによる事例
3. 複数の薬剤が作用し、有毒ガスが発生した事例
4. 液体や粉末の薬剤が飛散し、吸入したあるいは眼に入った事例
5. 適用量を明らかに超えて使用した事例

等があり、被害を防ぐには、保護具を着用する、換気を十分に行う、長時間使用しない、適量を使用すること等に気を付ける必要がある。また、塩素系の洗浄剤と酸性物質（事故例の多いものとしては塩酸や有機酸含有の洗浄剤、食酢等がある）との混合は有毒な塩素ガスが発生して危険である。これらの製品には「まぜるな危険」との表示をすることが徹底されているが、いまだに発生例が見られ、一層の啓発が必要である。なお、乳幼児の事故事例は、保管場所を配慮することによって防止できるものが多い。

◎事例1 【原因製品：洗濯用洗剤（粉末）】

患者 1歳 男児
状況 棚の上の洗濯用粉末洗剤をいたずらして箱を落とした。中の粉を全身にかぶり、吸入し、眼にも入った。
症状 咳、眼の違和感
処置・転帰 外来にて洗眼処置。

◎事例2 【原因製品：カビとり用洗浄剤（ポンプ式スプレー）】

患者 40歳 女性
状況 浴室で換気をし、手袋を着用していたがマスクは着用せず、塩素系カビとり用洗浄剤を使用した。
症状 息苦しさ、鼻閉感、咽頭痛、胸痛
処置・転帰 X線検査（異常なし）、酸素投与、輸液、ステロイド薬投与により、4時間後に帰宅した。

◎事例3 【原因製品：トイレ用洗浄剤（塩素系）/トイレ用洗浄剤（酸性）】

患者 63歳 女性
状況 喘息の既往のある患者。少量ずつ残っていた2種類のトイレ用洗浄剤をトイレ掃除に使用した際、混合して発生した刺激臭のあるガスを5分間吸入した。
症状 喘鳴、息苦しさ、嘔声、咽頭浮腫
処置・転帰 胸部X線検査（異常あり）、酸素投与、輸液、吸入薬投与、入院（13日）

◎事例4 【原因製品：住宅・家具用洗剤（ポンプ式スプレー）】

患者 3歳 男児
状況 ポンプ式スプレーのアルカリ性の住宅・家具用洗剤を使用中、近くにいた子供の目に入った。
症状 眼の痛み、充血
処置・転帰 不明

- ◎事例5 【原因製品：ハウスダストクリーナー（ポンプ式スプレー）】
- 患者 1歳 女児
- 状況 ポンプ式スプレーのハウスダストクリーナーをいたずらし、顔に噴射して眼にも入った。
- 症状 眼の充血
- 処置・転帰 洗眼後受診し、点眼薬処方により翌日には軽快した。

3) 芳香・消臭・脱臭剤

芳香・消臭・脱臭剤に関する事例は73件（有症率54.8%）で、前年度（58件）より増加した。被害状況としては、

1. 乳幼児・認知症患者など危険認識能力が十分でないものによる事例
2. エアゾールで噴射方向を誤ったことによる事例
3. こぼれた薬剤を吸入した事例
4. 用法どおり使用したと思われるが、健康被害が発生した事例若しくは、それが懸念された事例
5. エアゾールの廃棄時に薬剤が残存していた事例

等が見られた。多種多様な製品が販売されており、事故の発生状況も製品の形態や使用法により様々である。増加傾向にあり、今後も注意が必要である。

- ◎事例1 【原因製品：脱臭・消臭・芳香剤（ポンプ式スプレー）】
- 患者 1歳 男児、5歳 男児
- 状況 兄弟でポンプ式スプレーの消臭剤をいたずらし、顔にかけ合った。眼をこすって充血していたため、眼に入った可能性がある。
- 症状 充血
- 処置・転帰 水洗後、症状は治まり、受診せず。

- ◎事例2 【原因製品：脱臭・消臭・芳香剤（液体）】
- 患者 21歳 女性
- 状況 液状の消臭剤を全容量の半分以上こぼし、拭き掃除中に気分不良となった。
- 症状 気分不良
- 処置・転帰 外気を吸い、数時間で症状が治まり、受診せず。

- ◎事例3 【原因製品：脱臭・消臭・芳香剤（液体）】
- 患者 58歳 女性
- 状況 滴下タイプのトイレ用携帯消臭剤を点眼薬と一緒にポケットに入れていて、間違えて消臭剤を眼にさした。洗眼後、目の前が白くなってきた。
- 症状 眼の痛み、眼の傷
- 処置・転帰 眼科受診、点眼薬等を処方。

4) 園芸用殺虫・殺菌剤類等

園芸用殺虫・殺菌剤類等に関する事例は72件（有症率84.7%）、そのうち、園芸用殺虫・殺菌剤類に関する事例は48件、除草剤は20件、肥料2件であり、園芸用殺虫・殺菌剤類と除草剤については前年度と比較して増加し、肥料については減少した。成分別では有機リン含有剤24件、ピレスロイド含有剤13件、グリホサート含有剤10件、石灰硫黄合剤3件、尿素系除草剤含有剤2件であった。

被害状況としては

1. マスク等の保護具を装着していなかったことによる事例
2. ヒトの近辺で使用し、影響が出た事例
3. 乳幼児・認知症患者など危険認識能力が十分でないものによる事例
4. 薬剤を使用中であることを周知しなかったことによる事例
5. 本来の用途以外の目的で使用した事例

等が見られた。屋外で使用する事が多く、使用者以外にも健康被害が発生しているのが特徴である。家庭園芸用であっても十分な注意喚起を図る必要がある。

◎事例1 【原因製品：園芸用殺虫・殺菌剤（顆粒）】

患者 62歳 男性
状況 自宅の庭でマスク・手袋を着用せず殺虫剤を散布した際に吸入した。皮膚にも付着した。
症状 嘔吐、下痢、ふらつき
処置・転帰 皮膚洗浄、輸液、入院（2日）

◎事例2 【原因製品：園芸用殺虫・殺菌剤（ポンプ式スプレー）】

患者 4歳 性別不明
状況 ポンプ式スプレーの殺虫剤を使用した際、そばにいて吸入した。
症状 咳、顔面浮腫、じんましん
処置・転帰 ステロイド薬投与

◎事例3 【原因製品：園芸用殺虫・殺菌剤（ポンプ式スプレー）】

患者 5歳 男児
状況 ベランダでポンプ式スプレーの殺虫殺菌剤をいたずらでほぼ全量噴射し、吸入した。
症状 気分不良（ただし受診時には改善）
処置・転帰 外来受診、経過観察

◎事例4 【原因製品：除草剤（液体）】

患者 38歳 男性
状況 マスクをせずに除草剤を半日噴霧し、吸入した。
症状 翌日より悪心、嘔吐、過呼吸、発熱、手足のしびれ、味覚異常
処置・転帰 外来受診、X線検査（異常なし）、経過観察

5) 漂白剤

漂白剤に関する事例は59件（有症率72.9%）で、このうち塩素系が52件と最も多

く、大半を占めた。

被害事例の状況として

1. 複数の薬剤が作用し、有毒ガスが発生した事例
2. 乳幼児・認知症患者など危険認識能力が十分でないものによる事例

等があり、注意が必要である。塩素系の漂白剤と酸性物質とを混合し発生した塩素ガスを吸入した事例も相変わらず見られ、前述の洗浄剤と合わせると混合による塩素ガス発生事例は12件（うち症状有10件）であった。塩素ガスを発生させる恐れのあるものには「まぜるな危険」の表示、そうでなくとも「他剤と混合しない」という注意書きがなされているところではあるが、これら混合の危険性について更に一層の啓発を図る必要がある。

◎事例1 【原因製品：漂白剤（塩素系）／トイレ用洗浄剤（酸性）】

患者 35歳 女性
状況 便器に塩素系漂白剤をかけて放置したが汚れが落ちなかったため、その上から酸性トイレ用洗浄剤をかけた。刺激臭のあるガスが発生し、これを吸入した。窓を開けていたが、マスクは着用していなかった。
症状 のどの痛み
処置・転帰 しばらくして症状は治まったため、受診せず。

◎事例2 【原因製品：漂白剤（塩素系）】

患者 1歳 男児
状況 塩素系漂白剤を兄弟でいたずらし、上の子が原液をおそらく100ml以上患児の頭にかけた。
症状 顔の発赤、充血
処置・転帰 すぐに全身を水洗し、救急外来受診、洗眼処置、目薬処方。翌日改めて眼科を受診したが、異常なし。

◎事例3 【原因製品：漂白剤（塩素系）】

患者 72歳 女性
状況 台所でポンプ式スプレーの塩素系漂白剤を噴射した際、液がはね返って眼に入った。
症状 眼の痛み、充血（20分洗眼後も残存）
処置・転帰 2時間～3時間後、症状は治まり受診せず。

6) 消火剤

消火剤に関する事例は43件（有症率55.8%）であり、前年度（36件）より増加した。被害状況としては、消火器が倒れて消火剤が噴出した例、誤って噴射し吸入した例等、使用時以外の被害が目立ち、取扱いや保管には十分な注意が必要である。また、火災のため使用の際や、その後の清掃時に吸入する事例も見られ、清掃時にはマスクをするなど、吸い込んだり、目や皮膚に付着しないよう注意が必要である。

◎事例1 【原因製品：粉末消火剤】
 患者 26歳 男性
 状況 粉末消火剤を倒して、中身が噴出した。マスクを着用せずに後始末を2時間～3時間行い、吸入した。翌々日に受診した。
 症状 呼吸困難、全身倦怠感、頭重感、胸部違和感
 処置・転帰 X線検査（異常なし）、血液検査（異常なし）

◎事例2 【原因製品：粉末消火剤】
 患者 40歳 女性、42歳 男性
 状況 天ぷら油に引火したため、粉末消火剤を使用した。消火後も消火剤の噴射が止まらず、部屋中に充満して吸入した。
 症状 咳、眼の違和感、気分不良
 処置・転帰 直後に換気を行い、しばらくして症状が治まり、受診せず。

7) その他

防水スプレーに関する事例は14件であり、前年度より若干多く報告された。過量使用、換気不良等による事故が相変わらず発生しており、使用にあたっては十分な注意を払うよう、改めて注意喚起したい。また、昨今色々な商品が発売されているが、それに伴って家庭の中でも様々な目新しい商品による事故の発生例が報告されている。

◎事例1 【原因製品：防水剤・はっ水剤（エアゾール）】
 患者 59歳 男性
 状況 屋外でスキーウェアにエアゾール式の防水剤を1本使用し、風が吹いて少量吸入した。
 症状 翌日嘔気、めまい
 処置・転帰 様子を見たところ、2日～3日で症状が治まり、受診せず。

◎事例2 【原因製品：動物忌避剤（エアゾール）】
 患者 41歳 女性
 状況 メガネ、手袋を着用し、エアゾール式の動物忌避剤のノズルを装着する際、薬剤が少量噴出してミスト状の液が目に入った。
 症状 直後眼の刺激感、水洗後、眼の違和感
 処置・転帰 経過観察の後、再び水洗し、症状は治まり、受診せず。

◎事例3 【原因製品：冷却シート】
 患者 38歳 女性
 状況 あおむけで使用後の冷却シートを手を持って触っていたところ、ゲル中に分散されているメントール含有の青い粒がはじけ眼に入った。
 症状 眼の痛み、充血
 処置・転帰 十分洗浄したところ、症状は治まり、受診せず。

(4) 全体について

この報告は、医療機関や一般消費者から（財）日本中毒情報センターに問い合わせがあった際、その発生状況から健康被害の原因とされる製品とその健康被害について聴取したものをまとめたものである。医療機関に対してはアンケート用紙の郵送により、また一般消費者に対しては電話によって追跡調査を行い、問い合わせ時以降の健康状態等を確認しているが、一部把握し得ない事例も存在する。しかしながら、一般消費者等から直接寄せられるこのような情報は、新しく開発された製品を含めた各製品の安全性の確認に欠かせない重要な情報である。

本報告の情報収集の対象は、吸入事故及び眼の被害に限定しているが、製品については医薬品など「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」上の家庭用品ではないものも集計に加えている。

今年度も前年度同様、子供の健康被害に関する問い合わせが多くあった。保護者は家庭用品等の使用時やその保管方法に十分注意するとともに、製造事業者等も子供のいたずらや誤使用等による吸入事故が生じないような対策を施した製品開発に努めることが重要である。

製品形態別では、スプレー式の製品による事故が多く報告された。スプレー式の製品は内容物が霧状となって空気中に拡散するため、製品の種類や成分に関わらず吸入や眼に入る健康被害が発生しやすい。使用にあたっては換気状況を確認すること、一度にたくさんの量を使用しないこと等の注意が必要である。

主成分別では、塩素系の洗浄剤等による健康被害報告例が相変わらず多く見られた。塩素系の成分は、臭いなどが特徴的で刺激性が強いことから報告例が多いものと思われるが、使用方法を誤ると重篤な事故が発生する可能性が高い製品でもある。製造事業者等においては、より安全性の高い製品の開発に努めるとともに、消費者に製品の特性等について表示等による継続的な注意喚起をし、適正な使用方法の推進を図る必要がある。

また、事故の発生状況を見ると、使用方法や製品の特性について正確に把握していれば事故の発生を防ぐことができた事例や、わずかな注意で防ぐことができた事例も多数あったことから、消費者も日頃から使用前には注意書きをよく読み、正しい使用方法を守ることが重要である。万一事故が発生した場合には、症状の有無に関わらず、（財）日本中毒情報センターに問い合わせをし、必要に応じて専門医の診療を受けることを推奨する。行政においては、一般使用者における安全使用を徹底する観点から、必要な措置を講ずるべきである。

おわりに

はじめにも触れたように、現在のモニター報告は治療を目的に来院する患者から原因と考えられる家庭用品等について情報を収集するシステムである。特定の家庭用品による健康被害の報告の変動があれば、その情報の周知を図り、当該物品による被害の拡大を防止すること、また、必ずしも容易ではないが、そこから原因となった化学物質を特定し、必要な対策をとることにより新たな健康被害を未然に防止することを目指している。また、(財)日本中毒情報センターに問い合わせのあった事例に関する情報は、主に電話とアンケート調査によって収集されたものであり、医学的により詳細な内容を把握したり、予後を明確にすることは困難であるが、モニター病院で収集している以外の情報が消費者より直接寄せられており、家庭用品等による健康被害をモニターする上で重要な役割を果たしている。

本モニター報告は平成16年度で26回目となった。ここ数年、報告件数において上位を占める製品はほとんど変動していない。それだけ広く普及し、使用されているものでもあるのだが、引き続き注意の喚起と対策の整備を呼びかけ、注意により避けられる健康被害例を減少させるべく努めていく必要がある。特に、次亜塩素酸系(塩素系)の洗浄剤・漂白剤と酸性洗浄剤の混合による塩素ガス発生死亡事故が過去に発生し、これらの混合使用に対して広く注意喚起が行われて久しいが、幸い死亡という痛ましい事例はないにせよ、いまだにガス発生事例の報告が存在している。家庭用品を主な原因とする皮膚障害については、原因製品の使用を継続したり、原因製品と同じ素材の製品を使用すると、症状の悪化を招き後の治療が長引く場合がある。小児科領域におけるタバコの誤飲事例は引き続き報告の3割以上を占め、医薬品・医薬部外品の誤飲では入院事例が毎年報告されている状況にある。

これらの注意喚起に加え、今までにない化学物質による、新たな健康被害が生じていないか、特に注意すべき事例はないか等、引き続きモニターしていくことも本制度に課せられた役割である。

昨今、危機管理ということが盛んに叫ばれているが、危機管理というものは常日頃の連絡体制を効率よく運営することにより十分なされ得ることであり、平時のそのシステムの構築こそが最も重要である。本制度がそれに応え得るよう今後とも継続・充実を図っていきたい。

表1 年度別・家庭用品カテゴリー別皮膚障害報告件数

年 度 家庭用	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	衣料品	24	11.2	28	11.0	22	10.3	22	11.9	21	9.5	28
身の回り品	73	34.1	85	33.5	86	40.4	52	28.1	90	40.7	64	37.4
家庭用化学製品	80	37.4	93	36.6	69	32.4	57	30.8	61	27.6	50	29.2
その他	37	17.3	48	18.9	36	16.9	54	29.2	37	16.7	29	17.0
不 明	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	12	5.4	0	0.0
合 計	214	100.0	254	100.0	213	100.0	185	100.0	221	100.0	171	100.0

表2 年度別・家庭用品による皮膚障害のべ報告件数（上位10品目）

	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
1	洗剤	23 (12.4)	装飾品	48 (21.7)	洗剤	36 (21.1)
2	ゴム・ビニール手袋	18 (9.7)	洗剤	38 (17.2)	装飾品	35 (20.5)
3	装飾品	18 (9.7)	ゴム・ビニール手袋	18 (8.1)	ゴム・ビニール手袋	17 (9.9)
4	時計バンド	8 (4.3)	時計バンド	10 (4.5)	下着	11 (6.4)
5	下着	5 (2.7)	めがね	9 (4.1)	洗浄剤	9 (5.3)
6	ハンドバック・カバン	5 (2.7)	洗浄剤	8 (3.6)	ベルト	8 (4.7)
7	めがね	5 (2.7)	時計	7 (3.2)	時計バンド	7 (4.1)
8	時計	5 (2.7)	ナイロンタオル	7 (3.2)	時計	5 (2.9)
9	洗浄剤	4 (2.2)	ベルト	5 (2.3)	スポーツ用品	5 (2.9)
10	染料／漆器	4 (2.2)	下着／スボン	4 (1.8)	ブラウス／靴下	4 (2.3)
総数		185 (100.0)		221 (100.0)		171 (100.0)